

# 子どもの夢・希望をかなえる就学支援事業のお知らせ

【令和3年度より補助の内容及び申請方法が変わります！】

・通学、下宿等によらず、一定額の助成となります。

※申請の際、通学定期・下宿等契約の写しが不要となります。

→ 高校生等1人につき 月額10,000円

この事業は、令和2年10月から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、経済支援対策事業の一環として実施してきましたが、令和3年度以降は、就学支援事業の一環とした村単独事業として継続します。



## 【助成対象者】

助成金の交付を受けようとする高校生等の保護者等で、

- ①佐井村内に住所を有している方。
- ②村税等村に納付すべき負担金等を完納している方。

高校生等とは、次の学校に就学する生徒です。

- ・高等学校 ・中等教育学校の後期課程 ・特別支援学校の高等部
  - ・高等専門学校の第1学年から第3学年
  - ・専修学校（高等学校課程）
- （要綱第2条）

## 【助成期間】

- ・令和3年4月から令和4年3月まで

## 【提出書類及び申込方法】

・交付申請書に次の書類を添付して提出してください。

①「学生証」の写しまたは「在学証明書」

② 保護者等の住所が確認できるもの

（免許証または佐井村の住所が記載されている保険証、マイナンバーカードの写し、住民票等）

- ③ 助成金の交付受取を希望する保護者等名義の金融機関の通帳の写し  
またはキャッシュカード（新規または変更があった場合のみ）
- ④ 村税等納入状況に係る課税資料確認承諾書

※対象となる生徒の保護者等には、3月中旬に関係書類を送付します。

【 助成金の交付額等】

交付区分	交付月	助成金交付額 (月額 10,000 円)
4月～ 6月分	6月	30,000 円
7月～ 9月分	9月	30,000 円
10月～ 12月分	12月	30,000 円
1月～ 3月分	3月	30,000 円
年 額	計	120,000 円

【 申請期間 】

令和3年4月7日(水) ～ 令和3年5月10日(月)

(ただし、土・日・祝日は受付できませんのでご注意ください。)

【 その他 】

- ・ 詳細は、村ホームページに掲載している要綱等でご確認ください。  
必要な様式をダウンロードすることもできます。

HP アドレス <http://www.sai.lg.jp/>

- ・ ご不明な点などありましたら下記担当者までご連絡ください。

担当：佐井村教育委員会 生涯学習課（佐藤）

TEL 0175 - 38 - 4506